

第 7 回 農業委員会総会議事録

令和 6 年 1 月 2 9 日開会

中標津町農業委員会

令和6年1月29日、第7回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	小	沼	大
2番	西	塚	知也
3番	纓	坂	直俊
5番	山	下	幸枝
7番	遠	藤	昭男
8番	船	越	信雄
9番	二	瓶	裕貴
10番	横	田	千秋
11番	長谷川	孝	二
12番	田	中	洋希
13番	竹	村	聡
14番	瀧	本	和男
15番	後藤	田	宏幸
16番	中	村	正生
17番	笠	原	康博
18番	本	田	信幸

本日欠席した委員

4番	福	嶋	寿顕
6番	助	口	明

附議した案件

- (イ) 議案第 30 号 現況証明願いについて
- (ロ) 議案第 31 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 32 号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積
- (ハ) 計画の決定について
- 議案第 33 号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告によ
- (ニ) る要件の確認について
- (ホ) 報告第 5 号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届につい
- て
- (ヘ) 報告第 6 号 農業経営改善計画認定について

本日出席した職員

事務局 長	杉	山	隆
庶務係 長	葛	西	利光
農地係 長	吉	田	佳弘
係	齋	藤	光代

(開 会 13時30分)

議 長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は16名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第7回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。
日程に入ります前に、新年として私から一言ご挨拶申し上げます。

会 長 もう2月に近いわけですが、改めまして、新年あけましておめでとうございます。今年は新年早々皆さんご承知のように、能登半島におきまして、非常に大きな地震に見舞われました。まだ見つかっていない方もいて、甚大な被害を受けたところでございます。亡くなられた方にご冥福をお祈りいたします。また、私達と同じような一次産業が広い損害を受けまして、私達のような酪農も廃業する状態までいってますし、ライフラインの途切れたままということで、大変厳しい新年を迎えたところでございます。そんな中で私達の地域も対岸の火ではなく、いろんな災害が迫っているところでもございますので、ここにおられます西村町長も含め先頭に、いろんなことを対策を考えながら進めていかなければならぬ、そういう年になったのかなって感じがいたします。農業委員会も昨今、農地中間管理機構を中心とした形に進めることになりました。私達もいろんな形で地域の皆さんの協力を得ながら、いろいろ農地をいかに残すかということで、努力されて皆さん来てるところですけども、中間管理機構を通すということが、もしかしたら事務的な負担が増えるのか、強いて言えば地権者の農地を持っておられる方の手続きがそれだけ伸びるんじゃないかと、いろんな危惧することもございますので、その点につきましては皆さんと協議をしながら、言うことは言うということを経済的な形を持ちつつですね、挑んでいきたいなという感じがいたします。それにしても、未来地図を作れということもありますし、昨今、この中標津町管内の酪農情勢は、中標津だけじゃないですけども、非常に厳しい状態に置かれたままです。その中で目標地図、10年後を目指していこう作れということで、皆さん努力をされたいながら回ってもらって確認してもらってるんですけども、それがどういう形に落ち着くのか、10年後、来年、再来年をも見渡せないところもある中で、それをこう続けていく大変さ、その中でも、未来を見ながら進めるというのが農業だと思いますので、続けていってなんぼです。農業は。それをいかに続けていけるかを皆さんとともに、地域の農協、行政全体の中で進めていければと思いますので、今まで以上の負担もあろうかと思いますが、ご尽力いただければと思います。痛ましい事故も最近続いておりますので、こればかり皆さん気をつけている中でも、一人欠けるということは大変なことです。自分も含めて、声を掛け合って、1年無事に過ごせ事を、もう今から言うのはおかしいですけども、それだけが願いという感じがいたします。これから新しい年が始まったばかりですけども、未来を見れるように、皆さんとともに進めていきたいと思いますので、事務局の皆さんにもいろんな法令の中を勉強していただいて、先に進めるように協議したいと思いますのでよろしくお願いいたします。本日

は、今年1年が皆さんにとってご多幸忙の年して本当に実り多い年になっていくことを願って私の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

議 長 本年最初の総会にあたりまして、町長の出席をいただいております。
町長よりあいさつを頂きたいと存じます。よろしくお願いいたします。

町 長 令和6年最初の農業委員会総会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。新年に入りまして、もうまもなく1ヶ月が過ぎようとしておりますが、本日初めてお会いする方がいらっしゃると思いますので、改めまして新年おめでとうございます。本町の年末年始でございますが、1日の日にちょっと雪が降りまして、除雪が出たこともあります。概ね穏やかな天候で過ぎたというふうに思います。しかし、1月1日にあつての能登半島の大きな地震、そして2日目には、羽田空港での航空機事故と波乱の年明けになってしまいました。震災、飛行機事故で亡くなられた方々には本当に哀悼の意を表しますとともに、いまだ地震で行方不明になってる方が一刻も早く救助されるようにお祈りするものでございます。昨年はコロナ禍がひと段落いたしました。人の流れが活発になりましたけれども、円安や国際情勢などの緊迫などを背景といたしまして、生産資材の高騰や一昨年から続く生乳の生産抑制に加え、猛暑による乳牛の受胎率の低下など相まって地元の農業経済は大変厳しい状況になってしまいました。町は国や北海道とともに農業生産資材高騰対策など財政的な支援を行っておりますが、引き続き地元の農業経済を守る取り組みを進めてまいり所存でございます。国は昨年4月に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律を施行し、市町村は、農業者、農業委員会、農地バンク、農協などとともに地域の目指す将来の農地利用の姿を明確化する、地域計画を令和7年3月までに策定することとなっております。また、その計画を策定に必要な10年後の農地、一筆ごとの耕作者の情報地図、目標地図を農業委員会が主体になって、作成しなくてはなりません。地図の作成には、地域の農業者および農業団体等の将来に向けての農業のあり方や、利用される農用地の区域など、意向調査が必要となっております。改めましてご協力をよろしくお願い申し上げます。さて、農業委員の皆様には昨年7月任期満了に伴いまして、8名の新任委員を含む18名を任命し、新体制がスタートいたしました。引き続き、農地の現場における問題解決に向け、農地利用の最適化、優良農地の保全、そして、新たな担い手の確保など、農地行政全般にわたり、中標津町の農業発展のために今後ともお力添えを賜いますよう、よろしくお願いいたします。結びになりますが、中標津町農業委員会のますますの発展と、皆様方のご活躍、ご健勝を祈念申し上げまして、年頭のご挨拶といたします。

議 長 町長におかれましては、次の用務がございますので、ここで退席となります。
……………（町長退席後）……………

議事日程に従い、ただちに会議に入ります。

日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。

会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。

16番、中村 正生 委員。

17番、笠原 康博 委員。

以上、2名を指名致します。

日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 2月25日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと存じます。はじめに、1月22日北海道農業会議主催によります令和5年度全道農業者年金研究会が、札幌市・北海道第2水産ビルを会場に開催され、会長を含む6名の農業委員と事務局職員2名また、中標津町農業者年金協議会代議員1名が出席しております。次に、1月23日同会場におきまして、北海道農業会議主催によります令和5年度市町村農業委員会活動強化研修会が開催され、会長を含む5名の農業委員と事務局職員2名が出席しております。札幌法務局民事行政部不動産登記部門、統括登記官による「所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し」、札幌地方裁判所主任書記官による「所有者不明土地等管理命令」の説明又、深川市農業委員会から「農地法による所有者不明農地制度の利用」として事例報告がありました。翌24日には、同会場におきまして、北海道農業会議主催によります令和5年度女性農業委員・農地利用最適化推進委員等活動強化研修会が、開催され、山下委員と事務局職員1名が出席しております。以上で会務報告を終わります。

議長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第30号「現況証明願いについて」を上程致します。
(1) につといて地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 櫻坂委員。

櫻坂委員 上程になりました議案第30号「現況証明願いについて」(1) について説明いたします。2ページをお開きください。
(1) 1、申請人の住所、氏名。
札幌市清田区〇〇〇条〇丁目〇番地〇〇号、〇〇 〇〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積4,220㎡、利用状況、雑種地。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は3ページのとおりです。当該地は農業振興地域内の農用地となっており、公簿は畑ですが、現況が雑種地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和6年1月19日、第3地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程4、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。
(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)
について説明致します。5ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇、〇〇歳。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積26,318㎡、利用目的、牧草畑、他3筆、計133,980㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。9,750,000円。6、資金調達の方法。スーパーL資金。7、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従者、3人、経営地、計1,585,862.64㎡、家畜、牛145頭。8、見取図は、6ページのとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏の所有していた農地を近隣農家に譲渡するものがあります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 纓坂委員。

纓坂委員 上程になりました議案第31号(2)について説明致します。
7ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積69,849㎡、利用目的、牧草畑、他4筆、計115,812㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農地所有適格法人に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。10,821,000円。6、資金調達の方法。スーパーL資金。7、当事者の経営状況。構成員、3人、農従者、3人、経営地、計1,235,437㎡、家畜、牛491頭。8、見取図

は、8 ページのとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏の所有所有農地を近隣農地所有適格法人に譲渡するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案は原案のとおり決すること、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、議案第32号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。なお、本案件につきましては、(1)、(2)から(8)、(9)から(12)の3回に分けて審議を致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第32号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)について説明いたします。
10 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地〇〇、〇〇 〇、〇〇歳、無職。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 30,320 m²内 29,000 m²、利用目的、普通畑、他1筆、計 47,848 m²。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和6年2月1日から令和11年1月31日まで。6、価格。年 176,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、1人、農従者、1人、経営地、計 622,318 m²、経営作物、馬鈴薯。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、11 ページのとおりです。この案件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、借主を変更して近隣農家に賃貸借するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第32号(1)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
ここで、会議規則第16条の規定により○番、○○委員の退席をお願い致します。
(○○委員退席)
(2)から(8)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり)長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第32号(2)から(8)について、説明いたします。
12ページをお開きください。

(2)1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

借主、中標津町字○○○○○○番地、○○ ○○、○○歳、農業。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積39,401㎡、利用目的、牧草畑、他1筆、計49,265㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和6年1月30日から令和10年11月27日まで。6、価格。年64,040円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、2人、経営地、計1,125,425.65㎡、家畜、牛160頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、16ページのとおりです。

なお、(3)から(8)につきましても貸主が同一でありますので、貸主の氏名等を省略し、一括してご説明いたします。13ページをお開きください。

(3)1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○○、○○歳、農業。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積49,413㎡、利用目的、牧草畑、他1筆、計73,050㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和6年1月30日から令和10年11月27日まで。6、価格。年93,480円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、2人、農従者、2人、経営地、計757,102㎡、家畜、牛81頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、16ページのとおりです。

14ページをお開きください。

(4)1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○、○○歳、農業。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積99,099㎡、利用

目的、牧草畑、他1筆、計148,052㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和6年1月30日から令和10年11月27日まで。6、価格。年192,440円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従者、4人、経営地、計1,088,874㎡、家畜、牛141頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、16ページのとおりです。

15ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積58,430㎡、利用目的、牧草畑、他2筆、計142,496㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和6年1月30日から令和10年11月27日まで。6、価格。年149,480円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従者、3人、経営地、計750,214.64㎡、家畜、牛107頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、16ページのとおりです。

17ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積80,985㎡、利用目的、牧草畑、他10筆、計248,037㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和6年1月30日から令和10年11月27日まで。6、価格。年283,120円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、5人、農従者、6人、経営地、計995,787㎡、家畜、牛352頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、20ページのとおりです。

19ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積26,083㎡、利用目的、牧草畑、他7筆、計256,251㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和6年1月30日から令和10年11月27日まで。6、価格。年275,220円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、2人、農従者、2人、経営地、計687,876㎡、家畜、牛72頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、20ページのとおりです。

21ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 43,089 m²、利用目的、牧草畑、他 10 筆、計 239,245 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 6 年 1 月 30 日から令和 10 年 11 月 27 日まで。6、価格。年 286,520 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、2 人、農従者、2 人、経営地、計 571,643 m²、家畜、牛 100 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、23 ページのとおりです。

この 7 件につきましては、農地保有合理化事業により、北海道農業公社が取得した農地を、近隣農家との協議により決定した 5 年後の取得予定者に賃貸借するものであります。既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2) から (8) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第 32 号 (2) から (8) について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
(〇〇委員着席)
〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり、可決されました。
ここで、会議規則第 16 条の規定により〇〇番、〇〇委員の退席をお願い致します。
(〇〇委員退席)
(9) から (12) について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 田中委員。

田中委員 上程になりました議案第 32 号 (9) から (12) について、説明いたします。
24 ページをお開きください。
(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢。
貸主、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。
借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 71,152 m²、利用目的、牧草畑、他 2 筆、計 166,239 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地

保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和6年1月30日から令和10年11月27日まで。6、価格。年197,520円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、4人、経営地、計1,186,037㎡、家畜、牛191頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、26ページのとおりです。
なお、(10)から(12)につきましても貸主が同一でありますので、貸主の氏名等を省略し、一括してご説明いたします。25ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積38,954㎡、利用目的、牧草畑、他3筆、計91,573㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和6年1月30日から令和10年11月27日まで。6、価格。年84,880円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、9人、農従者、5人、経営地、計849,316㎡、家畜、牛108頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、26ページのとおりです。

27ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積85,466㎡、利用目的、牧草畑、他4筆、計270,296㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和6年1月30日から令和10年11月27日まで。6、価格。年313,500円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、2人、農従者、2人、経営地、計1,289,674㎡、家畜、牛104頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、29ページのとおりです。

28ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積13,822㎡、利用目的、牧草畑、他4筆、計116,717㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和6年1月30日から令和10年11月27日まで。6、価格。年137,680円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、2人、経営地、計1,310,931㎡、家畜、牛216頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、29ページのとおりです。

この4件につきましては、農地保有合理化事業により、北海道農業公社が取得した農地を、近隣農家との協議により決定した5年後の取得予定者に賃貸借するもので

(1) について、内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 報告第5号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」(1) について説明いたします。34ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名

中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。

2、許可年月日、許可番号。令和5年3月16日付、中農委5第令4-4号。3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇番〇、他1筆。4、転用目的。砂採取。5、事業計画の期間。令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。6、事業完了年月日。令和5年12月22日。7、完了検査につきましては、令和5年12月25日に工事完了の報告を受けておりますが、積雪のため現地調査をせず、12月25日に完了報告の写真にて確認したところです。なお、現地については雪解け後に再確認する予定です。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2) について、内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 小沼委員。

小沼委員 報告第5号(2) について説明いたします。35ページをお開きください。

(2) 1、届出人の住所、氏名

中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。

2、許可年月日、許可番号。令和5年3月16日付、中農委5第令4-5号。3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番〇、他6筆。4、転用目的。砂利採取。5、事業計画の期間。令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。6、事業完了年月日。令和5年12月11日。7、完了検査年月日につきましては、令和5年12月11日に工事完了の報告を受けておりましたが、積雪のため現地調査をせず、12月25日に完了報告の写真にて確認したところです。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3) について、内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 報告第5号(3)について説明いたします。36ページをお開きください。

(3) 1、届出人の住所、氏名

中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。

2、許可年月日、許可番号。令和5年3月16日付、中農委5第令4-6号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇、他1筆。4、転用目的。黒ボク採取。5、事業計画の期間。令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。6、事業完了年月日。令和5年12月14日。7、完了検査年月日につきましては、令和5年12月14日に工事完了の報告を受けておりましたが、積雪のため現地調査をせず、12月25日に完了報告の写真にて確認したところです。以上報告いたします。

議 長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で事業完了届についての報告を終わります。

日程8、報告第6号「農業経営改善計画認定について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第6号「農業経営改善計画認定について」事務局よりご説明致します。

議案の38ページをお開きください。

今回につきましては、令和5年5月15日から令和5年10月27日付けで認定のあった24件について記載しております。以上報告いたします。

議 長 以上で、報告を終わります。

以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。

これをもちまして、第7回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉 会 14時09分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年2月6日

会 長 _____

16番 _____

17番 _____